

山梨県建設工事総合評価実施要領を改正する新旧対照表



山梨県

(赤字部は改正箇所)

改正後 R5.4.1	改正前 R4.4.1
<p>(P4)</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本要領は、平成19年4月1日から適用する。 2 平成20年 4月 1日 一部改正 3 平成20年11月 1日 一部改正 4 平成21年 4月15日 一部改正 5 平成21年 8月 1日 一部改正 6 平成22年 4月 1日 一部改正 7 平成22年 5月20日 一部改正 8 平成22年10月 1日 一部改正 9 平成23年 5月 2日 一部改正 10 平成24年 4月 1日 一部改正 11 平成24年10月 1日 一部改正 12 平成25年 4月 1日 一部改正 13 平成25年10月 1日 一部改正 14 平成26年 4月17日 一部改正 15 平成27年 4月 1日 一部改正 16 平成28年 4月 1日 一部改正 17 平成29年 4月 1日 一部改正 18 平成30年 4月 1日 一部改正 19 平成31年 4月 1日 一部改正 20 令和元年10月 1日 一部改正 21 令和2年 4月 1日 一部改正 22 令和2年 5月 1日 一部改正 23 令和3年 4月 1日 一部改正 24 令和3年12月 1日 一部改正 25 令和4年 4月 1日 一部改正 26 令和5年 4月 1日 一部改正 	<p>(P4)</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本要領は、平成19年4月1日から適用する。 2 平成20年 4月 1日 一部改正 3 平成20年11月 1日 一部改正 4 平成21年 4月15日 一部改正 5 平成21年 8月 1日 一部改正 6 平成22年 4月 1日 一部改正 7 平成22年 5月20日 一部改正 8 平成22年10月 1日 一部改正 9 平成23年 5月 2日 一部改正 10 平成24年 4月 1日 一部改正 11 平成24年10月 1日 一部改正 12 平成25年 4月 1日 一部改正 13 平成25年10月 1日 一部改正 14 平成26年 4月17日 一部改正 15 平成27年 4月 1日 一部改正 16 平成28年 4月 1日 一部改正 17 平成29年 4月 1日 一部改正 18 平成30年 4月 1日 一部改正 19 平成31年 4月 1日 一部改正 20 令和元年10月 1日 一部改正 21 令和2年 4月 1日 一部改正 22 令和2年 5月 1日 一部改正 23 令和3年 4月 1日 一部改正 24 令和3年12月 1日 一部改正 25 令和4年 4月 1日 一部改正

山梨県建設工事総合評価実施要領を改正する新旧対照表



山梨県

改正後 R5.4.1 (赤字部が改正箇所)			改正前 R4.4.1		
(P 8) ※R4.4.1一部改正で訂正漏れがあったため、今回訂正			(P 8)		
企業の施工実績			企業の施工実績		
14	同種工事の施工実績 (※2)	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり 市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり その他	2	2	0
(P 9)			(P 9)		
16	優良工事表彰の有無	特別表彰あり (*3-1) 表彰あり (特別表彰との重複はしない) (*3-1) 表彰はされなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり (表彰との重複はしない) (*3-2) 上記以外	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
17	事故及び不誠実 な行為 (※6)	指名停止 (3ヶ月以上) 指名停止 (1ヶ月以上3ヶ月未満) 指名停止 (1ヶ月未満)	-4 -2 -1	-4 -2 -1	-4 -2 -1
18	ISO認証取得状況 (※7)	ISO9001又は14001の認証を取得済み 認証を未取得	1 0	1 0	1 0
企業の施工技術			企業の施工技術		
19	ICT施工技術の活用 (※8)	活用 あり 活用 なし	1 0	1 0	1 0
※2 同種工事の施工実績は、平成20年4月1日以降当該年度（入札参加資格申請締切日まで）の完成・引渡し済の実績を対象とする。配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者（担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。）として施工従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。			※2 同種工事の施工実績は、平成19年4月1日以降当該年度（入札参加資格申請締切日まで）の完成・引渡し済の実績を対象とする。配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者（担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。）として施工従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。		

山梨県建設工事総合評価実施要領を改正する新旧対照表



改正後 R5.4.1 (赤字部が改正箇所)	改正前 R4.4.1
<p>(P11)</p> <p>※4 工事成績評定点の平均点は、山梨県発注工事であって、入札締め切り日の属する年度の過去2ヶ年度に完成及び引き渡し済のもの及び入札締め切り日の属する年度においては公告日の属する月の前々月の月末までに完成、引き渡し済のものを対象として算出する。</p> <p>配置予定技術者の工事成績は、主任技術者、監理技術者として最終登録された工事で、入札参加資格とした工事の業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）と同一業種の工事成績を対象として算出する。</p> <p>企業の工事成績は、入札参加資格とした工事の業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）と同一業種の工事成績を対象として算出する。</p> <p>(ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。))</p>	<p>(P11)</p> <p>※4 工事成績評定点の平均点は、山梨県発注工事であって、入札締め切り日の属する年度の過去2ヶ年度に完成及び引き渡し済のもの及び入札締め切り日の属する年度においては公告日の属する月の前々月の月末までに完成、引き渡し済のものを対象として算出する。</p> <p>配置予定技術者の工事成績は、主任技術者、監理技術者として最終登録された工事で、入札参加資格とした工事の業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）と同一業種の工事成績を対象として算出する。</p> <p>企業の工事成績は、入札参加資格とした工事の業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）と同一業種の工事成績を対象として算出する。</p>

山梨県建設工事総合評価実施要領を改正する新旧対照表



山梨県

(赤字部が改正箇所)

改正後 R5.4.1	改正前 R4.4.1
<p>(P11)</p> <p>※5 継続教育 (CPD) の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「<u>公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。</u>」の証明がある場合について評価する。証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)ただし、令和5年4月1日以降に公告する対象工事において、上記下線部については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の間、「<u>公告日から過去二年以内に証明期間の一部が含まれていること。</u>」の証明がある場合について評価する。</p> <p>※ 8-1 【削除】</p> <p>【新設】</p> <p>※8 本工事において、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。</p> <p>ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)</p>	<p>(P11)</p> <p>※5 継続教育 (CPD) の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「<u>公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。</u>」の証明がある場合について評価する。証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)ただし、令和3年4月1日以降に公告する対象工事において、上記下線部については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の間、「<u>公告日から過去三年以内に証明期間の一部が含まれていること。</u>」の証明がある場合について評価する。</p> <p>※8-1 1億円以上の工事に適用し、下記【施工実績の対象】のとおりに公告日に応じた対象期間(過去2年間)に完成検査済の県発注工事でICT施工技術を1以上活用した施工実績のある企業を評価する。</p>

山梨県建設工事総合評価実施要領を改正する新旧対照表



山梨県

(赤字部が改正箇所)

改正後 R5.4.1					改正前 R4.4.1						
(P12つづき)					(P12つづき)						
《CPD評価対象期間の事例》					《CPD評価対象期間の事例》						
推奨単位：50単位/年の場合					推奨単位：50単位/年の場合						
		過去2年間 (暫定の運用)	過去1年間 (本来の運用)	評価単位	評価			過去2年間 (暫定の運用)	過去1年間 (本来の運用)	評価単位	評価
ケース①		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	60単位/年	加点する	ケース①		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース②		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	60単位/年	加点する	ケース②		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース③		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	0単位/年	加点しない (本来の運用)	ケース③		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	0単位/年	加点しない (本来の運用)
ケース③'		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	60単位/年	加点する (暫定の運用)	ケース③'		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	60単位/年	加点する (暫定の運用)
ケース④		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	0単位/年	加点しない (本来の運用)	ケース④		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	0単位/年	加点しない (本来の運用)
ケース④'		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	60単位/年	加点する (暫定の運用)	ケース④'		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	60単位/年	加点する (暫定の運用)
ケース⑤		証明期間：2年間 取得単位：120単位	証明書発行日	60単位/年	加点する	ケース⑤		証明期間：2年間 取得単位：120単位	証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース⑥		証明期間：1年間3ヶ月 取得単位：80単位	証明書発行日	40単位/年	加点しない	ケース⑥		証明期間：1年間3ヶ月 取得単位：80単位	証明書発行日	40単位/年	加点しない
ケース⑦		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	60単位/年	加点する	ケース⑦		証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。											

山梨県建設工事総合評価実施要領を改正する新旧対照表



山梨県

(赤字部が改正箇所)

改正後 R5.4.1			改正前 R4.4.1		
(P13)			(P13)		
「2」企業の信頼性社会性 地域貢献度			「2」企業の信頼性社会性 地域貢献度		
4 災害協定等の締結 (※4)	協定の締結あり	2	4 災害協定の締結 (※4)	協定の締結 あり	2
※入札参加資格が「土木一式工事」、 「舗装工事」以外の場合	協定の締結なし	0		協定の締結 なし	0
4 災害協定等の締結 (※4)	① 「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 ((一社) 山梨県建設業協会) の締結あり	2			
※入札参加資格が「土木一式工事」、 「舗装工事」の場合	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される 各種協定の締結あり	1			
	③ 対象協定の締結なし (上記①、②以外)	0			
(P14)			(P14)		
評価項目	評価基準	評価点	評価項目	評価基準	評価点
企業の取り組み			企業の取り組み		
11 若手技術者の育成 (※9)	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者 又は担当技術者として配置	2	11 若手技術者の育成 (※9)	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者 又は担当技術者として配置	2
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1		国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1
	上記以外	0		上記以外	0
12 技能者の登録 (※10)	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり	2	12 技能者の登録 (※10)	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり	2
	登録 なし	0		登録 なし	0
【新設】			13 週休2日制度適用の実績 (※11)		
労働者の処遇改善			取組実績あり		
13 週休2日制の適用 (※11)	適用 あり	1	取組実績なし		
	適用 なし	0			0

山梨県建設工事総合評価実施要領を改正する新旧対照表



山梨県

(赤字部が改正箇所)

改正後 R5.4.1	改正前 R4.4.1
<p>(P14つづき)</p> <p>※1 地域精通度については、近隣地域での平成20年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の完成・引渡し済の施工実績を対象とする。</p> <p>※9 若手技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する場合は「2点」、国家資格を有しない場合は「1点」とする。国家資格を有しない若手技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とする。ただし、現場代理人との兼務は、認める。国家資格を有する若手技術者は配置予定技術者(主任(監理)技術者)及び現場代理人とすることができる。なお、企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があること(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)とし、健康保険被保険者証の写しなどの提出を求める。ここでいう国家資格とは、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格をいう。</p> <p>(P15)</p> <p>※10 当評価項目は選択項目として、山梨県が発注する全ての工事を対象とする。建設キャリアアップシステムに企業と自社の技能者が入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価する。申請中または、企業と技術者のいずれかの登録だけでは評価しない)。登録技能者は、当該工事への配置の有無は問わない。ただし、技能者を雇用していない場合は、企業のみ登録でも評価する。(下請企業は評価しない)</p>	<p>(P14つづき)</p> <p>※1 地域精通度については、近隣地域での平成19年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の完成・引渡し済の施工実績を対象とする。</p> <p>※9 若手技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する場合は「2点」、国家資格を有しない場合は「1点」とする。国家資格を有しない若手技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とする。ただし、現場代理人との兼務は、認める。国家資格を有する若手技術者は配置予定技術者(主任(監理)技術者)及び現場代理人とすることができる。なお、企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があること(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)とし、健康保険被保険者証の写しなどの提出を求める。</p> <p>※10 当評価項目は選択項目として、県土整備部の土木一式工事で試行実施。建設キャリアアップシステムに企業と自社の技能者が入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価する。申請中または、企業と技術者のいずれかの登録だけでは評価しない)。登録技能者は、当該工事への配置の有無は問わない。ただし、技能者を雇用していない場合は、企業のみ登録でも評価する。(下請企業は評価しない)</p>

